

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度第1回弘前市景観審議会																												
開 催 年 月 日	平成26年 2月 7日 (金)																												
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時00分 から 13時00分まで																												
開 催 場 所	弘前市民会館大会議室																												
議 長 等 の 氏 名	弘前大学教育学部副学部長 北原 啓司																												
出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 30%;">会 長</td><td>北原 啓司</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>石澤 誠一郎</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>宮本 隆志</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>須藤 弘敏</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>藤崎 浩幸</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>前田 卓</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>吉澤 葉子</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>葛西 ひろみ</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>工藤 武重</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>南 直之進</td></tr> <tr><td>代 理</td><td>野呂 聡</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>竹内 千壽</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>西村 政恒</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>田邊 奈津子</td></tr> </table>	会 長	北原 啓司	副会長	石澤 誠一郎	委 員	宮本 隆志	委 員	須藤 弘敏	委 員	藤崎 浩幸	委 員	前田 卓	委 員	吉澤 葉子	委 員	葛西 ひろみ	委 員	工藤 武重	委 員	南 直之進	代 理	野呂 聡	委 員	竹内 千壽	委 員	西村 政恒	委 員	田邊 奈津子
会 長	北原 啓司																												
副会長	石澤 誠一郎																												
委 員	宮本 隆志																												
委 員	須藤 弘敏																												
委 員	藤崎 浩幸																												
委 員	前田 卓																												
委 員	吉澤 葉子																												
委 員	葛西 ひろみ																												
委 員	工藤 武重																												
委 員	南 直之進																												
代 理	野呂 聡																												
委 員	竹内 千壽																												
委 員	西村 政恒																												
委 員	田邊 奈津子																												
欠 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 30%;">委 員</td><td>高瀬 香</td></tr> </table>	委 員	高瀬 香																										
委 員	高瀬 香																												
事 務 局 職 員 の 名 氏	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 30%;">都市環境部長</td><td>澤頭 潤</td></tr> <tr><td>都市政策課長</td><td>鎌田 雅人</td></tr> <tr><td>都市政策課長補佐</td><td>鈴木 徹</td></tr> <tr><td>都市政策課計画係長</td><td>工藤 善仁</td></tr> <tr><td>都市政策課主査</td><td>佐々木 正和</td></tr> <tr><td>都市政策課主事</td><td>中一 健司</td></tr> <tr><td>都市政策課主事</td><td>佐藤 俊介</td></tr> </table>	都市環境部長	澤頭 潤	都市政策課長	鎌田 雅人	都市政策課長補佐	鈴木 徹	都市政策課計画係長	工藤 善仁	都市政策課主査	佐々木 正和	都市政策課主事	中一 健司	都市政策課主事	佐藤 俊介														
都市環境部長	澤頭 潤																												
都市政策課長	鎌田 雅人																												
都市政策課長補佐	鈴木 徹																												
都市政策課計画係長	工藤 善仁																												
都市政策課主査	佐々木 正和																												
都市政策課主事	中一 健司																												
都市政策課主事	佐藤 俊介																												
関 係 人 出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 30%;">文化財課主幹</td><td>成田 正彦</td></tr> <tr><td>文化財課主査</td><td>岩井 浩介</td></tr> </table>	文化財課主幹	成田 正彦	文化財課主査	岩井 浩介																								
文化財課主幹	成田 正彦																												
文化財課主査	岩井 浩介																												
会 議 の 議 題	<p>①議案第1号 弘前市景観計画の変更について (審議)</p> <p>②議案第2号 景観重要建造物の指定について (審議)</p>																												

<p>会 議 結 果</p>	<p>①議案第1号については、同意する。 ②議案第2号については、弘前市立病院を除く8件について同意する。</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<p>①弘前市景観計画の変更について ②景観重要建造物の指定について ③弘前市景観計画（概要版） ④弘前市景観計画（変更案）に対するパブリックコメントについて</p>
<p>会 議 内 容</p> <p>（ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・公開</p>

●会議内容

1. 弘前市景観計画の変更について（審議）

◎説明事項

事務局より、大森勝山遺跡周辺を景観計画の「大切にしたい場所」へ追加する経緯及び景観形成基準案等の概要について説明。

◎各委員からの意見

委員 史跡自体は今後どのような利活用が想定されているのか？場合によっては史跡を見学する人の利便施設も考慮して基準を考える必要がある。また、「縄文時代を想起させる景観」としているが、防風林は人工的な樹林であり、縄文時代の樹林がどのようなものだったのか、どの程度意識して樹木の保全を訴えようとしているのか？戦前の山は今のよう樹木の密度が高くない。樹種によって見た目も変わる中で樹木の保全についてどの程度縄文時代の景観を意識しているのか伺いたい。

オブザーバー 保存管理計画の中で、ストーンサークルは保護のために埋戻し、それをまた露出して展示しないこととしており、今後はIT機器を使ってストーンサークルを表現できないか検討しているほか、史跡を回遊できるような園路や案内板を整備し風景を観られるようにしたいと考えている。なお、利便施設は、地元町会の要望もあり、ガイダンス機能を持った施設を古い学校・施設などを活用して整備できないか検討中である。

縄文時代を想起させる景観に関しては、縄文時代は落葉広葉樹が生い茂り、杉林のような防風林はないと認識している。また、保存管理計画の中では当時の樹種をできるだけ残すとしているが、防風林は史跡の外にあるが防風林のおかげで周りの人工物が見えない。よって併せて保全を図りたいと考えている。

委員 景観形成基準の言葉の表現について、「史跡周辺」とはどの範囲なのか微妙である。

防風林については防風の必要がなくなったとき、より積極的に縄文時代の景観を想起させるため、落葉樹への転化を促すのも考える。基準の中に防風林という言葉を使うのは気になる。

会長 基準の趣旨は正しいと思うが、防風林でなくなっても景観保全されると誤解されないように都市政策課と文化財課で再度協議し、変更案を後日何らかの手段で報告してほしい。

事務局 内部で検討し、後日報告する。

委員 現地に行ったことが無い。来春に審議会でも現地視察した方が良いのでは？

会長 行くまで認めないわけではないが、一度見てまた意見をいただくのもよい。視察の機会を設けていただきたいというのは会長としても事務局へお願いする。

委員 以前行ったことがあるが、まさに縄文時代を想起させる景観であった。空間がもっている力が縄文的でありその場に立つことは非常に大切だと思う。

事務局 大森勝山遺跡のみならず、景観重要建造物についても見学する機会を設けたい。

委員 ストーンサークルの写真もスライドで説明して欲しかった。大切にしたい眺めに追加することは賛成。ただし、現地に行った人が良好な眺めなどを見る施設を造る必要があると思う。施設を造る可能性があるのか？

会 長 事務局から廃校などを活用したガイダンス施設の整備を検討中との説明をした。景観審議会は議案を認めるかの審議をする場。意見については事務局に記録してもらおう。

委 員 景観について議論されているが本来は学術的な場所。環状列石や岩木山に沈む太陽や八甲田方向から昇る太陽で夏至、冬至の時にストーンサークルにどのように光が当たるかという話がよくされ、遺跡を見る人たちには大事なことである。岩木山の眺望など景観についてより、環状列石の目線に立った立場でこれをどう維持していくかが一番の問題点だと私なりには感じている。過去に3回行ったことがあるが既に盛り土をしてしまってまったく意味がない。ただ野原をどう維持するかということに尽きる。あと何もする計画はないわけですね。いわゆる太陽がどの位置から昇り、岩木山のどの方向へ沈むかについて、学術的にというか素人の人に対しての案内を全てITで済ましてしまうということなのか？それとも小学生の体験学習のときなどに、この方向にはこのようなものが見えるとか関連付けたもののガイドをどこか造るなど考えないのか？ただ面として指定しようとする委員会ということではよいのか？

委 員 我々はこの遺跡をどうするかという立場にはない。最初に説明があったとおり、世界遺産登録に向けてこの遺跡の保存管理計画を作っている以上は、景観計画で景観保全を強化しておく必要があるとのこと。景観計画では遺跡の周りのエリアを大事にしようとするので、遺跡そのものの保全方法については、文化財課も出席しているので今ここで参考意見としていただく。

委 員 事務局の説明からすると遺跡そのものより世界遺産登録を目指すために景観の審議をして進めていくものととらえられるが？

会 長 その通りである。われわれはこの遺跡について審議するものではない。世界遺産登録に向けて周りの景観を大切にしておかなければならない中で、「大切にしたい場所」も適宜増やしていくこととなっていることから、この場所も追加したいということ。

委 員 そうであれば進めていただきたい。

委 員 防風林、針葉樹林はやめて春夏秋に紅葉する落葉樹に移し替えたほうがいいのか？

委 員 変更案の表紙について、当初計画策定年月から計画変更の年月の記載に変更すると、変更の履歴が残らない。表紙及び表について何年改訂と履歴が残った方がよい。また、広域図の変更箇所を図示の仕方として周囲の眺めを強調しているのであれば四角形の周囲に四方八方に矢印を示した方が周囲の景観を意識した場所と伝わるのではないか。

事務局 ご指摘の通り改訂した年月などを明記したい。
図示についても360度の眺めが伝わるようにデザインを検討したい。

会 長 工藤委員から意見があった通り、ストーンサークルなどこの遺跡そのものの考え方についても大事なことであり、遺る物があってそれを見ていくことも大事。

ただ我々は周りの風景を少なくとも守っていかなければということで今回は議論しているが、それを見た全体の景観というのはどうなのか、という話は議事として残し、文化財課の方にも認識していただくということを審議会の意見とし、景観計画を変更することとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし

会 長 先ほど指摘のあった表現の修正については私が責任をもって確認したうえで、皆さんに報告したいと思います。

また両委員のお話のとおり、これを見る人にとつたらという、これからの活用もありますし、活用しすぎても景観にとって心配があります。

樹も針葉樹ではなく広葉樹の方がよいという話もあり、本来の姿に近づいていく可能性もあります。

そのあたりの意見も委員の方々からの意見ということで今日の記録にとどめておきたい。

それでは引き続きもう一つの議案説明に入りたいと思います。

2. 景観重要建造物の指定について（審議）

◎説明事項

事務局より、資料に基づいて景観重要建造物指定制度の概要、指定予定の建造物について説明。

◎各委員からの意見

【旧第八師団長官舎の指定について】

各委員 異議なし

【前川建築（7件）の指定について】

委 員 弘前市立病院に関しては老朽化が顕著であることから、病院機能を優先して将来的に増改築をすることが考えられる。景観重要建造物に指定することによって増改築等に制限がかかってしまうのではないか。病院機能が最優先であるので、それに影響が出てしまうような制限となれば、この建物に関しては附帯条件等をつけて指定するなど配慮が必要と考える。

事務局 そのことについては病院側と議論した。景観重要建造物に指定され、建物の保全のために増改築等に制限がかかっても、あくまで医療機能を最優先に考えて保全を図る。

ただし、今後も増改築等の際は前川建築事務所が設計すると考えられる。であれば当然前川國男のコンセプトを継承していく。文化財はオリジナルの保全が求められるが、景観重要建造物指定制度は、その建物の現在の外観が周りの景観と調和していることを評価し保全を図っていくことを目的としている。今後増改築等が必要となった場合でも、現在と同じような形態意匠の継承を考慮するとともに、医療機能を最優先とするということで市立病院側と協議の上、今回指定候補とした。

委 員 景観重要建造物に指定した後に、仮に市立病院がほかの場所へ移転した場合、この建物はどう活用するのか。廃墟になってしまうのではないか。建物が利用されなくなった場合、指定解除をするなど指定の見直しの余地はあるのか。

事務局 18ページにあるように、指定された場合所有者には管理義務がある。また、19ページにあるように景観法上指定の解除の条項もある。1つは文化財に指定された場合、2つ目は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときである。よって、建物が利用されなくなり保全が困難となれば、指定の解除をすることはできる。

委 員 弘前市立病院は指定しないべきではないか。前川建築であればなんでも指定するという考え方は違うと思う。特に写真右側にある増築部分は竣工当時のイメージからだいぶ変わっている。また、事務局で作成した資料の中にも「竣工

当時の姿は失われつつある」とある。病院建築として、市内の景観の中でも特に優れた建造物といえるのか。

委員 建築は、まず機能が最優先である。現在は病院として機能しているが、機能が滞ってきたことからいままでも増改築が行われ竣工当時の形態意匠が失われている。委員がおっしゃったように現在の建物が病院として機能しなくなった際、増改築や指定解除を含めてどう対応していくつもりなのか方向性を決めておく必要があるのではないか。

委員 確かに市立病院は当初の形態意匠から変わってしまっている。しかし弘前にある前川建築の一連の作品を見ることで、前川國男の建築家としての流れがわかることは大きいポイントだと感じている。建物が使われなくなったときや将来的な病院としての機能面での不安など、みなさんが考えていることを踏まえれば指定は難しいことだが、昭和7年竣工の木村産業研究所から晩年の弘前市斎場まですべて現存していることに弘前の価値があることを考えると、弘前市立病院も含めて指定したい。

委員 観光資源として見ても前川建築は価値がある。病院を将来的に増改築するのであれば、現在の形態意匠と変わらないようにしてほしい。

会長 前川國男の一連の建造物としてみれば弘前市立病院は貴重な建物であるが、1つ1つの建物として見ていくと、竣工当時の外観が残されている他の前川建築と同等の景観重要建造物として指定していいものなのかという気もする。

委員 私が本業の建設業において前川建築に携わってきた中でよく言われてきたことは「どこを直したのかわからないようにしてほしい」という要望だった。このことから考えても、前川作品を残すという趣旨は当時の建物が素晴らしいからであって、それに手が加えられ前川作品から離れてしまった時点で、前川さんも望んでいないのではないか。

この審議会で決める話だとしても、やはり設計した人の意向も踏まえれば市立病院は外れた話だと思う。

会長 市民会館の改修は構造的にもしっかりしたものを造られていたことからそれを活かし、さらに内部にもLEDを使用するなど最新の設備を導入し、新しく命を吹き込み、これからも前の外観を遺したまましっかり使うということが感じられる。

それに比べると市立病院は委員がおっしゃるとおり外観に問題があると言える。前川作品としてグループとして指定するのは指定制度としては似合わないか？

事務局 前川群として指定したいが、あくまで指定は1件ごとと考えている。

委員 前川作品については市議会においても市民の中でも賛否両論である。弘前市民会館に関して言えば、狭いからもっと大規模な会館をつくれればいいのかとの意見もある。

前川作品の指定を全てを認めたからといって、永久に遺さなければならないわけでもない。

市役所も古く使い勝手は悪いが前川作品ということで価値が優先されて耐震補強し遺すこととなっている。いままでも大切にしてきた前川建築ということで指定しても良いのではないか。

会長 考え方はそれぞれ個人的にある。議論して結論を出すのは困難。

指定したからといって、改修等の足かせにならないというのを前提にして、最終的決を採りたい。

弘前市立病院の景観重要建造物への指定について賛成か反対か挙手をお願いします。

⇒賛成4人 反対8人

大切にしたいという気持ちは変わらないが、委員の多数意見ということで景観重要建造物には指定しないということで今回の議案はとおしたい。

【旧町田家住宅の指定について】

委員 18ページにある「指定による規制」の中で、外観の変更にあたって模様変えや色彩の変更はしてはならない「現状変更規制」がある。旧町田家住宅には屋根の上にエアコンの屋外機がある。その下には電気盤もある。このような屋外機等の機械設備を今後新たに設置するとなった際は、外観保全の意味から設置に規制は及ぶのか。

また、そば屋を閉店させたが、今後この建物はどのように使われていくのか気になる。

事務局 屋外機等の機械設備の設置に関して、特に規制はない。あくまで、17ページにある「指定要件」の中の指定方針が満たされるのであれば、市長の許可をもらった上で設置は可能である。建物の今後の活用方法については、所有者からはなにかしらのお店はやるとの話は聞いている。ただ、具体的にはまだ決まっていないとのこと。

会長 建物の今後の活用方法が具体的に決まってから、景観重要建造物に指定してもいいような気もする。

委員 所有者が■■■■にいれば建物の維持管理はどうするのか。また、図面を見ると解体予定の建物があるが、この部分の指定についても審議するのか。

委員 旧町田家住宅は価値のある建物なのか。ほかにもこのように廃屋になりそうな民家はたくさんあり旧町田家住宅もその中の一部と考えれば、今回指定してしまうときりがないのではないか。また、所有者からの提案の理由として寺院街と連続する景観の一部を構成しているとあるが、寺院そのものは建て替えされており、確かに新寺町の景観は素晴らしいが、一つ一つの寺院は平成の新しい建物となっている。これらを踏まえれば、旧町田家住宅の指定には反対である。

事務局 今回、所有者からの指定の提案に至った経緯を説明すると、東日本大震災や近年の豪雪により建物がだいぶ痛んだこともあり、耐震診断の結果、耐震改修が必要となった。それをうけて所有者から歴史的な建造物の改修等に対してなにか市で行っている支援措置はあるかとの相談があった。それに対して、市では旧町田家住宅が新寺町の景観を形成する貴重な景観資源であることを考慮し、改修費の一部助成をできればということで、所有者に対して提案制度の活用を促した。

解体予定の建物は江戸時代のもので申請建物に寄りかかっており、申請建物を維持する上でやむを得なく解体する必要があるという話だった。市から改修費の補助があったとしても多額の自己負担が当然ある中、それでも所有者は、新寺町の景観に合うようなお店を今後も開き、この建物を活用していくことで良好な景観形成の力になりたいと考えている。

委員 私が部会長をしている青森県史の文化財部会では、平成26年度に「青森県史 建築編」を刊行する予定である。本誌は図面と写真で建造物の解説をしているが、その中で明治を代表する建造物として、加藤味噌醤油醸造元と旧町田家住宅が掲載されます。旧町田家住宅の意義は、通りに面してはいるがまだ

これだけの規模で商家としての建物が残っており、青森県内では非常に貴重だということ。また、そば屋として創業していたことで、多数の人がこの建物を訪れて利用し、明治時代の建物を体験できたということも大変意義が深い。

先ほど両委員がおっしゃったように、たしかに新寺町の寺院は建て替わってしまい、当時の建物はほとんど残っていない。しかし、だからこそ当時の寺町の雰囲気が残っている部分は、今後保存するように市にはサポートしてもらいたい。旧町田家住宅や加藤味噌醤油醸造元は市民からの愛着もあるし、景観重要建造物に指定すべきではないか。

委員は、景観重要建造物指定後の室外機等の設置を懸念されているが、加藤味噌醤油醸造元は囲いを設置して目隠しをしたり、紙障子を施す等の配慮をしている。旧町田家住宅を指定する際に、「市からの補助を受けて改修等を行う際は、新寺町の景観との調和に配慮した改修とすること」というような条件、というのは失礼だがそういう意味を含んで景観重要建造物に指定してはどうか。

委員 弘前の観光施設はスケールが小さい。黒石のこみせ通りもこみせが3件しかなくその先は新しい建物という状況。加藤坂から加藤味噌醤油醸造元までの一角の景観は確かに当時の景観が残されているが、その先は新しい道路が整備されているし、こうした状況でなかなか難しいと思う。民家を一軒ずつ指定するということはいささか難しいと思う。

委員 事務局から提案に至った経緯を聞いて、老朽化への対策の手立てとして所有者は提案を考えたのだと感じた。人が住まない古い建物はすぐに悪くなってしまう。新寺町の由緒ある街並みにあるこの建物の保全も、私たちの仕事の一つなのではないかと感じる。指定されることで改修費の補助金が支給され、所有者にはなにかしらのお店を続けてもらいたい。一度失うと同じものは建てられないので、指定によって建物の保全が図られるのであれば指定するべきである。

委員 趣のある建物にも指定されており、貴重な観光資源の一つではあるが、文化的に重要なものであるとは思わないため、指定には反対である。

会長 委員がおっしゃったように明治時代の建物として確かに価値はあると考えることができる。だが、本来なら所有者自身で建物の保全に向けて改修等をした後に、その強い思いを評価して景観重要建造物に指定するのが自然な流れのような気がする。

市はこれから今回のような相談があった際に、すべてについて認めるのであれば指定制度の運用上問題ないと思うが、もし旧町田家住宅だけ指定を認めたとすれば、それが制度の正しい運用であると判断できるかが難しい。もし私達が今回の指定を認めるのであれば、趣のある建物等で今後同じようにして所有者が建物の保全を行うのが経済的に困難となった場合にも、景観重要建造物に指定して改修費等の補助について相談に乗ってあげる覚悟が必要である。そうでなければ、なぜ旧町田家住宅だけ指定されたのかという質問に対して、しっかりと説明責任を負えないのではないかという気がする。

事務局 趣のある建物指定制度には、景観重要建造物指定制度のような改修費等の補助制度がないことから、補助をうけるには景観重要建造物に指定するしか方法はない。今後、趣のある建物の中でも景観重要建造物へ指定するのにふさわしい建物はどれなのかを近いうちに調査し、その結果を踏まえて、今回と同じような指定の提案への対応は考えていく。

委員 価値を認めた市が買い取ってはどうか。景観重要建造物指定制度における優遇措置の上限300万円では所有者も十分に改修できない。また、指定しようとしている建物の所有者が住んでいながら、あるいはテナントとして貸しながらの補助となれば、市の公金を使っただけの補助は不公平ではないか。

委員 今回は建物自体ではなく、景観としてそこに残したいかどうかの話なので買い取りは極論である。個人が所有することで使用方法がその個人にまかされることにもなり、奨励的な建物の活用にもつながっていくと思う。

会長 建物の修復に関してメインに考えてしまうと、良好な景観の形成を図る地域において、その建物が外観の優れた建物なのかどうかという本来の審査の趣旨から逸れてしまう。委員がおっしゃったように、旧町田家住宅が加藤味噌醤油醸造元と並んで明治時代の価値ある建物であるということを念頭において判断していただきたい。

事務局 指定されると現状変更等の厳しい規制がかけられるが、所有者の■■■■氏はそれでも新寺町界隈の景観を形成している建物の所有者として、この建物を保全し守っていきたいという強い意志があって今回提案制度を活用したということも申し上げておきたい。

委員 順番として、価値を認めて指定した後に改修の必要が生じその改修に対して補助金を支給する、という流れならわかるが、今回のように補助金の支給を前提としているような指定に関しては、審議会では指定することがふさわしいかどうか判断できない。建物を指定するかどうか審議する時点で、建物が景観上重要かどうかで判断するべきなのではないか。

会長 事務局から提案の経緯を教えてもらったのは助かったが、かえってそのことで判断ががんじがらめになってしまう。

本来我々の仕事は、今この物件が弘前の景観資源として重要であり、なおかつ所有者に対して色などを勝手に決めないでくれとかそのおしきせをしてもいいと、そういうことを言っても本人に納得してもらえば、残すべき建物であると判断していいか、この一点だと思う。

そのときにご本人の意図で変えるというときは指定から解除するというのもありうるということも含めてこれ以上議論することはやめたい。

この建物の現状の価値とこの地域の景観を是非このまま残していただきたいという気持ちの中から最終的な判断をしていただきたい。

では旧町田家住宅の景観重要建造物への指定について賛成か反対か挙手をお願いします。

⇒賛成8人 反対4人

今後も景観重要建造物の指定の案件については意見が分かれることが必ず出てくると思われる。市として景観重要建造物を指定する際の考え方、所有者との話し合いの仕方等、今後の進め方について考えてもらいたい。

審議会は現在の景観を認めたいだけで、今後進めるための工夫として制度を活用するのは構わない。しかし、最初に制度ありきとか更新ありきとかになるとそれを認める認めないの話が所有者の活動に大きく影響があるのでそれは後の問題として、まずは現状変更等の厳しいコントロールがあることを所有者に了解してもらったうえで指定してよいかという純粋な議論をしたい。

今後の案件の出し方は所有者との意見を踏まえて考えてほしい。

それでは議案第2号の答申について確認いたします。弘前市立病院は現在の意匠が当時と大きく変わってしまっていることを踏まえ、前川建築の中でも竣工当時の形態意匠が保全されているものを選ぶという観点から考えて、景観重

要建造物には指定しないこととする。

旧町田家住宅については、純粹に明治時代の価値のある建物であるということから、賛成多数で景観重要建造物に指定することとする。